

厚生労働省発職 1126 第 5 号

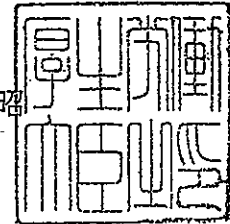
労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成 21 年 11 月 26 日

厚生労働大臣 長妻 昭



(別紙)

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用調整助成金制度の改正

雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定助成金を含む。）を利用した出向については、平成二十二年十一月二十九日までの間は、現状では助成対象とされない出向元への復帰後六箇月を経過しない再度の出向についても、助成の対象とすること。

第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行するものとする。